告訴状

2023 (R5) 年5月22日 倶知安警察署長 寺村 康明 殿



告訴人

磯谷郡蘭越町富岡1035-3

野村 一也 (電話番号 090-4836-4467)

被告訴人

磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町(電話番号 0136-57-5111)

蘭越町副町長 山内勲

蘭越町総務課 今野満

蘭越町総務課 坂野孝洋

磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町議会(電話番号 0136-55-7831)

蘭越町議会議員 難波修二

蘭越町議会議員 永井浩

第1 告発状と本告訴状の関係

- 1. 告訴人野村一也が2023 (R5) 年3月27日付けで為した告発(以下、単に「告発」という) における訴えのうち、告訴人として告訴すべき訴えを、刑事訴訟法第230条に基づき、本告訴状にて提出する。
- 2. 本告訴の背景は、告発状第3から第5を参照されたい。
- 3. 本告訴においては、告発状と告発に添えた証拠を引用する。

第2 告訴の主旨

- 1. 山内勲は、告発状に記した罪のほか、告訴人に対しては、名誉棄損罪(刑法第2 30条)に該当する行為を犯したことが思料される。
- 2. 今野満は、告発状に記した罪のほか、告訴人に対しては、侮辱罪(刑法第231 条)に該当すること行為を犯したことが思料される。
- 3. 坂野孝洋は、告発状に記した罪のほか、著しく告訴人に不利な公文書を作成し、 それを永年保存することを起案したことにより、告訴人に対する名誉棄損罪(刑 法第230条)に該当することが思料される。
- 4. 難波修二、永井浩は、告発状に記した罪のほか、告訴人に対しては、侮辱罪(刑法第231条)に該当する行為を犯したことが思料される。
- 5. 告訴人は、上記の被告訴人らにつき、厳正な捜査と厳重な処罰を求め、告訴する。

第3 責任原因

- 1. (蘭越町副町長)山内勲
 - (1) 山内勲が、告訴人に対して為した以下の行為は、告発状に記した罪のほか、 告訴人に対しては、名誉棄損罪(刑法第230条)に該当することが思料される。
 - ア 告訴人が黒幕という言葉の意味を明確にし、かつ、その発言を撤回したにもかかわらず、蘭越職員および蘭越町議会に対し、告訴人に悪い印象を与えるための材料として黒幕という言葉を執拗に繰り返した。《 $\frac{6142-3(65)}{42-6(5)}$ 》
 - イ また、山内勲は、蘭越町議会においては、次の弁明をなした。

彼はですね、入札談合行為と背任疑惑の真相究明なんていうタイトルで、全然俺らの・・・・・人の意見を聞いて、自分の考えを述べて、お互いにこうしていきましようなんていうスタイルではなく、徹底的にこいつらはもう疑惑の、僕のところに来て彼は言いますから

ね、黒幕がいるんだべ、黒幕がいるんだべと言うんですね。失礼なことを言うなといって返すんですけども、そんな感じです。頭から。ですからそういう前提に成り立っているこれがあるということは、僕らもちょっと穏やかではないなという気持ちにはなりますよね。前回お話聞かれて皆さん方どういう印象受けたかわかると思いますけども。

告44の20ページより山内勲発言の一部を抜粋

- ウ 山内勲は、告訴人が町民税を滞納していることを、他の職員の前で暴露し、 非難した。
- 2. 今野満は、告発状に記した罪のほか、告訴人に対しては、侮辱罪(刑法第231 条)に該当すること行為を犯したことが思料される。※告発状第5の4の(13)から(14)(26・27ページ)
- 3. 坂野孝洋は、告発状に記した罪のほか、告訴人に対しては、著しく告訴人に不利な公文書を作成したことによって、名誉棄損罪(刑法第230条)に該当することが思料される。
 - ※告発状第5の4の(2)アからカまで(22・23ページ)
- 4. (蘭越町議会議員) 難波修二と永井浩は、告発状に記した罪のほか、告訴人に対しては、以下に示すとおり、侮辱罪(刑法第231条) および名誉棄損(刑法230条) に該当する行為を犯したことが思料される。
 - (1) 告発状第5の3の(1)に示した通り、2021 (R3) 年2月12日、告訴人は「チセヌプリスキー場の売却にかかる入札談合行為と背任疑惑の真相究明を求める陳情書」を、蘭越町議会に提出した。≪告57
 ※告発状第5の3の(1) (20ページ)
 - (2) 告訴人の陳情の審査を付託された総務・文教常任委員会(委員長難波修二)は、陳情人(告訴人)の陳述調査を実施したが、その実施のやり方は公正さを欠いている。≪告43・44・45・46・50・65・56・67≫
 ※告発状第5の3の(4)から(6)(18・19ページ)

- ア 同委員会は、陳情人の説明に30分しか与えず、延長を求める陳情人の要求 を頑なに拒んだ。≪告43・50・67≫
- イ 陳情人の説明後、永井浩議員は、刑事訴訟の基本的なことさえ知らずに、た だの誹謗中傷だ、裁判所に行くべきだ、といった主張を繰り返した。《 $\underline{4}$ 3・ $\underline{5}$ 0・ $\underline{5}$ 6 $\mathbb A$
- ウ 難波委員長は、永井浩議員の独演を許す一方、永井浩議員に対する陳情人の 反論を一方的に制止し、陳情人調査を終了させた。≪告43・50・56≫
- (3) 同年7月21日、当該陳情の評価をわずか15分の議事ですませ、難波修二議員がひとりで結論案を書いた。《告45》
- (4) 同年9月21日、町議会は「陳情の審査結果について」を陳情人に送付した。≪告51≫
- (5) 同年11月、町議会は議会だよりNO. 184に審査結果全文を掲載した。≪ 告66≫
- (6) 同年12月14日、告訴人は、審査経緯を示す全ての文書を熟読した後、蘭越 町議会に対し、「陳情の審査結果に対する異議申立書」を提出した。≪<u>告56</u> ≫
- (7) 同年12月21日、蘭越町議会は、告訴人の申し立てを審議しないことを決定し、「陳情の審査結果に対する異議申立書について」を告訴人に送付した。≪ 告67≫
- (8) 議会に答申された「陳情の審査結果について」は、次の問題がある。≪告48・56≫
 - ア 陳情の本体である陳情趣意書をまったく検討していない。
 - イ 別添された証拠がまったく評価されていない。
 - ウ 「陳情の審査結果について」の4において、陳情人が表紙である陳情書において「売却先企業が公募時の提案内容と異なる事業を行っているにもかかわらず、蘭越町はそれを容認している」とし、蘭越町側が容認していることを

問題としているにもかかわらず、JRT側の問題に置き替えてまとめられている。

(9) 以上のとおり、難波修二が委員長を務める総務・文教常任委員会の審査結果は、陳情人に対して、適正な説明機会を与えていない。また、陳情人が提出した陳情本体である陳情趣意書を参照せず、添付した証拠に対する一切の評価もなしに結論を結んでおり、著しく公正さを欠いている。さらに、客観的事実に照らした箇所も見られず、論理的に杜撰である。このことは、当該委員会が告訴人の陳情に対する事務そのものが、名誉棄損罪(刑法第230条)および侮辱罪(刑法第231条)に該当すると思料される。

以上